

4. 交流拠点都市の創造

(1) 山陰道の整備促進について

本市に関わる山陰道につきましては、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路、多伎・朝山道路の事業推進に鋭意取り組んでいただき、感謝申し上げます。とりわけ、多伎・朝山道路につきましては、平成30年度末に供用開始される見込みであり、重ねて感謝申し上げます。

本市にとって山陰道は、災害時のライフラインの確保はもとより、産業や観光などの地域間競争力を高めるインフラとして、極めて重要なものであります。

引き続き、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の整備促進について、国土交通省に対して特段の働きかけを要望いたします。

記

1. 出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路の一層の整備促進

4. 交流拠点都市の創造

(2) 山陰自動車道関連周辺道路等の整備推進について

国道9号^{かんどぼし}神戸橋以西につきましては、平成7年に都市計画道路

^{かんどぼしじんざいおきせん}神戸橋神西沖線の4車線整備が都市計画決定されていますが、これまで20年以上の間、事業実施されておられません。

出雲IC及び国道9号（出雲バイパス）の供用に伴い、当該区間の交通量は増加しておりますので、4車線化の早期の事業着手に向けて、国土交通省に対して、特段の働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

また、出雲・湖陵道路整備に伴い、関連する河川への影響について、地元から強い不安の声があがっています。

^{くけがわ}九景川改修事業につきましては、事業着手していただき、感謝申し上げます。今後も引き続き、事業推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

^{じっけんがわ}さらに、十間川の河川改修事業についても、引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 国道9号^{かんどぼし}神戸橋以西の都市計画道路^{かんどぼしじんざいおきせん}神戸橋神西沖線の4車線整備

2. 出雲・湖陵道路の事業推進に関連する河川改修

(1) ^{くけがわ}九景川河川改修

(2) ^{じっけんがわ}十間川河川改修

(3) 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備について

宍道湖・中海都市圏域の魅力ある拠点間の連携を強化し、圏域全体の都市力を高めるため、宍道湖・中海都市圏域の道路ネットワークについては、山陰自動車道（出雲 I C 以東）の開通、国道 9 号松江道路の 4 車線化の完了、松江だんだん道路の開通、東林木バイパスひがしはやしぎの全線供用と、8 の字道路ネットワークが形成されつつあります。

この圏域は、日本海側有数の人口集積地であるとともに産業の集積地であり、これからの地方創生をリードする高い可能性を有しています。加えて、中国横断自動車道尾道・松江線みづかぜの全線開通、豪華寝台列車「瑞風」の運行、F D A 静岡線、仙台線の就航や、「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」認定などにより、この圏域への観光入込客数は、益々増加するものと考えております。

このような中、宍道湖・中海の南岸については、順調に道路整備が進捗しているのに対し、北岸を東西に結ぶ「境港出雲道路」については、いまだにルート未決定区間が多く残されている状況にあります。

つきましては、「境港出雲道路」の未整備区間の整備方針、整備計画を早期に明確にしていただきますとともに、全線整備に向けて更なるご尽力をいただきますよう要望いたします。

記

1. 地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備

4. 交流拠点都市の創造

(4) 国道9号の交通安全施設の整備について

国道9号の直江交差点なおえ改良につきましては、事業の推進に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

引き続き早期の完成に向けて、国土交通省に対して特段の働きかけを行っていただくとともに、直江交差点なおえの改良に関連する一般県

道うつぶるいなおえていしやじょうせん十六島直江停車場線の整備促進を要望いたします。

また、本市神西沖町地内の「神西小入口交差点」から湖陵町差海地内の「江南別れ交差点」までの国道9号は、主要国道であるにも関わらず、現状では片側歩道こうなんのみの区間が大部分であります。

当該区間における歩道等交通安全施設の整備は、喫緊の課題であり、状況をご賢察いただき、早期整備に向けて、国土交通省に対し働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

記

1. 国道9号直江交差点なおえの改良、一般県道十六島直江停車場線うつぶるいなおえていしやじょうせんの整備

2. 国道9号「神西小入口交差点」じんざい以西の歩道等交通安全施設の整備

(5) 国道431号(東林木バイパス以東^{うつぶるいなおえていしやじょうせん}一般県道十六島直江停車場線間)改良整備について

国道431号の改良整備につきましては、要望区間のうち^{みだみ}美談神社から市道^{くちうがにしだいほんせん}口宇賀西代本線までの区間(L=1,750m)について、平成20年度から交通安全施設整備(歩道整備)事業に着手され、鋭意事業の推進に取り組んでいただき感謝申し上げます。

しかしながら、その他の要望区間も東西交通が集中し、歩行者や自転車の安全を確保することが重要な課題となっています。

つきましては、引き続き、事業推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 国道431号(東林木バイパス以東^{うつぶるいなおえていしやじょうせん}一般県道十六島直江停車場線間)の改良整備の促進

4. 交流拠点都市の創造

(6) 本市の魅力を発揮する地域の一体化を促進するための広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備について

本市の魅力を発揮し、地域の一体化を促進するため、広域幹線道路及び地域内幹線道路の整備は、重要かつ喫緊の課題であります。

また、観光ネットワークの整備と拡充及び安全・安心な都市の建設を促進するため、国道・県道を中心とした道路ネットワークの構築が求められています。

このような中、**国道184号**につきましては、市街地と佐田地域をつなぐ重要な路線でありますので、乙立町^{おったち}地内の未改良区間について、改良整備に早期着手いただきますよう要望いたします。

主要地方道斐川一畑大社線につきましては、地域住民の災害時の避難道路としても大変重要な道路である中で、車両通行不能な区間の解消に向けた取組を進めていただきますよう要望いたします。

主要地方道出雲三刀屋線^{いずもみとやせん}の改良整備につきましては、他市町との連携のため重要な道路でありますので、特に着工中の区間について、早期完成に向け、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

一般県道斐川上島線^{ひかわかみしません}のバイパス区間につきましては、市南部地域から斐川ICへのアクセス道路であるとともに、斐川地域の工業団地への通勤経路でありますので、より一層事業を推進していただきますよう要望いたします。

一般県道大社立久恵線^{たいしゃたちくえ}の乙立町^{おったち}地内の改良整備につきましては、引き続き早期完成に向けて事業を推進していただきますようお願いいたします。また、現在整備計画がない区間につきましても、早期着手に向けてご尽力いただきますよう要望いたします。

一般県道矢尾今市線^{やびいまいちせん}につきましては、国道431号東林木^{ひがしはやしぎ}バイパスを市中心部につなぐ重要な路線でありますので、南北の道路ネ

ネットワーク構築のため、より一層の事業推進を要望いたします。

さらに、**一般県道出雲平田線**の改良整備や**主要地方道大社日御碕線**の災害防除など、下記幹線道路の改良整備、防災対策及び交通安全施設等整備事業を実施いただき、原発事故や津波災害等も想定した安全・安心の道づくりを推進していただきますよう要望いたします。

また、本市と松江市を結ぶ**簸川南広域農道**について、両市の観光等の交流人口の拡大に伴い、南部の幹線道路として交通量が増加してきており、本市においては、本路線の県道昇格を求める声が出ておりますので、今後県道昇格に向けて、ご検討いただきますよう要望いたします。

記

区分	路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況
国 道	184号	乙立町	改良整備	未着手	継続
		佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続
		佐田町八幡原	改良整備・ 歩道整備	未着手	継続
		佐田町東村	改良整備	未着手	継続
		佐田町高津屋	改良整備	未着手	継続
	431号	美談町～国富町	歩道整備	事業中	継続
		園町	歩道整備	未着手	継続
主 要 地方道	斐川一畑大社線	小境町～地合町～ 坂浦町	改良整備	事業中	継続
		美保町～塩津町	災害防除	事業中	継続
		塩津町～小津町	改良整備	未着手	継続
		河下町～猪目町	災害防除	事業中	継続
		猪目町	改良整備	事業中	継続
		大社町鷺浦	改良整備	事業中	継続
	出雲三刀屋線	上塩冶町	改良整備	事業中	継続
		上塩冶町～船津町	改良整備	未着手	継続
		上島町	改良整備	事業中	継続
	出雲大社線	浜町	歩道拡幅	事業中	継続

4. 交流拠点都市の創造

	大社日御碕線	大社町日御碕	災害防除	事業中	継続
	湖陵掛合線	湖陵町二部～三部	歩道整備	事業中	継続
		佐田町反辺	歩道整備	未着手	継続
	出雲奥出雲線	稗原町～野尻町	改良整備	事業中	継続

区分	路線名	位置	整備内容	着手状況	要望状況
一般 県道	出雲平田線	武志町	改良整備	事業中	継続
		斐川出雲大社線との取付け	改良整備	未着手	新規
		西代町～平田町	歩道整備	事業中	継続
	大社立久恵線	松寄下町	歩道整備	未着手	継続
		芦渡町～乙立町	改良整備	未着手	継続
		乙立町	改良整備	事業中	継続
	斐川上島線	斐川町直江～阿宮	改良整備	事業中	継続
		斐川町直江	歩道整備	未着手	継続
	三刀屋佐田線	佐田町朝原～須佐	改良整備	事業中	継続
		佐田町反辺～大呂	改良整備	未着手	継続
	木次直江停車場線	斐川町出西	改良整備	事業中	継続
	小伊津港線	小伊津町	改良整備	未着手	継続
	鱒淵寺線	河下町	改良整備	事業中	継続
		奥宇賀町～口宇賀町	歩道整備	未着手	継続
	十六島直江停車場線	十六島町	改良整備	事業中	継続
	遙堪今市線	小山町～姫原町	歩道整備	未着手	継続
	矢尾今市線	矢尾町～高岡町	改良整備	事業中	継続
	外園高松線	下横町～高松町	改良整備	事業中	継続
	佐田小田停車場線	佐田町毛津	改良整備	未着手	継続
	窪田山口線	佐田町佐津目	改良整備	事業中	継続
宮内掛合線	佐田町原田	改良整備	未着手	継続	
佐田八神線	佐田町反辺	改良整備	事業中	継続	

(7) 出雲河下港の整備推進及び利活用促進について

国の特定地域振興重要港湾である出雲河下港いずもかわしもこうにつきましては、湾内の静穏度を確保し、年間を通して安定的な利用を可能とするため、沖防波堤の工事を進めていただき、感謝申しあげます。

今後も引き続き、安定した予算を確保していただき、沖防波堤が完成するよう要望いたします。

また、出雲河下港いずもかわしもこうの利用を促進するためには、山陰自動車道斐川ICからのアクセス道路が極めて重要となるため、整備促進を要望いたします。

一方、出雲河下港振興会いずもかわしもこうしんこうかいを中心にポートセールスに取り組み、出雲河下港の利用促進を図っております。県東部の海運拠点として、企業の利用を促していくことはもとより、艦艇広報や物資補給、隊員の休息による寄港といった海上自衛隊の利用の促進も図りたいと考えております。

つきましては、県におかれましても、本市との情報共有を図り、共に出雲河下港の利用促進に取り組んでいただきますよう要望いたします。

記

1. 出雲河下港いずもかわしもこう沖防波堤の早期完成

2. 出雲河下港いずもかわしもこうの利用促進のための山陰自動車道斐川ICからのアクセス道路の整備促進

3. 出雲河下港いずもかわしもこうの利用促進に係る連携強化

(8) 出雲縁結び空港の利便性の向上と機能の拡充について

出雲縁結び空港は、山陰を代表する拠点空港であり、平成29年度の定期路線利用者は約92万人と過去最高を記録するなど、産業振興、観光振興、文化交流などの要となる極めて重要な社会基盤となっております。

また、本年においては大阪線の全便ジェット化や地方都市間を結ぶ新たな路線として静岡路線、仙台路線が就航するなど、『空港利用者100万人』に向けて、空港利用の環境はより整ってきたところです。

一方、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国でインバウンドの取組が行われている中、国際定期便の就航につながる、国際チャーター便の誘致を積極的に推進していくことが、大変重要であると考えております。

今後、地域経済を一層活性化させるために、空港の利便性の向上を図っていくことや、空港周辺部も含めたより安全度の高い空港の実現に向けて、県のさらなる積極的な取組が不可欠であります。つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

1. 新たに就航した静岡、仙台路線の定着化を図るため、利用促進対策に取り組むこと。
2. 名古屋路線の運航継続及び便数維持のため、利用促進対策に継続して取り組むこと。
3. 東京路線の中型機増便及び料金低廉化などの利便性向上に向け、航空会社に働きかけること。
4. 国際定期便就航に向け、国際チャーター便の誘致に積極的に取り組むこと。
5. 利用者増加を踏まえ駐車場の利用状況を検証し、更なる利便性向上のため、立体駐車場の整備を検討すること。
6. 他空港のインシデントに伴う周辺住民の不安を払しょくするため、狭い着陸帯幅を解消し、周辺住民の安全な生活の確保と安全な運航に取り組むこと。
7. 空港運用時間の延長について、周辺住民の理解を前提としつつ、具体的な取り組みを進めること。

(9) 国道9号(出雲バイパス)の4車線整備について

国道9号(出雲バイパス)は、暫定2車線での供用となっていますが、地域における最も重要な幹線道路であるとともに、山陰道、出雲空港へのアクセス道路としての利用、沿線への大型商業施設の進出、出雲大社等への観光客の増加等により、慢性的、恒常的に交通渋滞が発生している状況です。

今後も更に沿線の開発、南北の県道及び市道の整備が進むことにより、今まで以上に交通量の増加が予想されることから、国道9号(出雲バイパス)の全線4車線整備について、国土交通省に対して特段の働きかけを要望いたします。

記

1. 国道9号(出雲バイパス)の4車線整備の促進

4. 交流拠点都市の創造

(10) 島根の将来を見据えた定住・永住につながる多文化共生の推進について

島根県の人口は年々減少の一途をたどっており、人口減少対策は正に喫緊の課題となっています。今後も急激な出生数の向上が見込まれない中、外国人住民の数については年々増加しております。特に永住者や定住者等の在留資格が多く、今後も永く住み続けることが可能な人が増えると見込まれ、人口減少対策の一翼を担うものと期待できます。

出雲市では外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、地域のまちづくりや産業の担い手としても期待しており、外国人・日本人双方にとって暮らしやすいまちとなるよう「出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。特に、ポルトガル語通訳・翻訳者の増員、ブラジル国際交流員の任用、多言語コールセンターサービスの導入、学校教育現場における日本語指導員の増員などを行っております。

島根県においても、外国籍の子どもたちに対する日本語指導の充実や島根県立中央病院での外国人対応の強化に取り組んでいただいているところですが、警察、児童相談所など、住民生活に密着した場面で外国語対応の課題が生じてきています。

つきましては、島根県内の多文化共生をより一層推進していくため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 島根総合発展計画の次期改定時には、多文化共生を推進する取り組みについて、防災安全・健康福祉・教育等の分野も含め、全庁的な視野で具体的に盛り込むこと。
2. 県内各地におけるブラジル人の増加に対応するため、ブラジル国際交流員を配置すること。合わせて、県が配置するコミュニティ通訳のうち、ポルトガル語対応者の増員を図るとともに、市町村における通訳等配置にかかる経費の財源支援を行うこと。
3. 日本語を理解することが難しい外国人住民も安心して暮らせるよう、県所管の施設(警察、児童相談所、保健所、県民センター等)において適切な多言語対応や「やさしい日本語」の普及を図ること。

(11) 山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備促進について

昭和48年に、大阪市から鳥取、松江両市を經由し、下関市に至る約550kmの「山陰新幹線」及び岡山市から松江市に至る約150kmの「中国横断新幹線」の基本計画が正式に閣議決定されたが、その後40年以上経過した現在もこの基本計画は進展していません。

こうした中、山陰新幹線については、本市を含む県内8市8町村が加盟する山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議において、山陰新幹線の早期実現に向けた決起大会などによる機運の醸成や国及び国会議員への要望活動などを行っています。また、中国横断新幹線については、昨年、島根・鳥取・岡山の3県議会議員協議会で、JR伯備線へのフリーゲージトレイン導入を断念し、フル規格の新幹線導入に向けた活動に力を入れることとされたところです。

新幹線の導入には、具体のルートの設定や地元負担、並行在来線の扱いなど多くの課題がありますが、地域経済の活性化や人口、産業の流出阻止など多大な効果が期待され、全国的に次期整備計画路線への格上げを見据えた動きが活発化しています。

県におかれては、この時機を逸することなく、さらなる県民の機運醸成や、隣県と連携した国への要望など、両路線の整備計画路線への格上げに向けた積極的な取り組みが望まれます。

つきましては、両新幹線の整備促進に向けて、下記のとおり要望いたします。

記

以下の項目について国に要望することを求める。

1. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」を整備計画路線に格上げし、第二期整備計画に位置付けること。
2. 新幹線整備に係る予算枠の拡大を図ること。
3. 整備事業費の地元負担のあり方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。

5. 健康・福祉都市の創造

(1) 「子育てするなら島根」をめざして

県におかれましては「子育てするなら島根」をめざし、島根県まち・ひと・しごと創生総合戦略に「子育て支援」を重要施策として位置づけられています。地方創生の動きの中で、県と市町村が「人口減少」問題に一丸となって取り組んでいく必要があります。

県全体として更なる底上げを図るため、県内各市町村の子ども・子育て支援あるいは少子化対策として事業制度の充実を一層進めていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 乳幼児等の健全な育成のため、乳幼児等医療費助成県制度の拡充を図るとともに、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。
2. 多くの市町村が独自に取り組んでいる一般不妊治療費助成事業を県の制度として確立すること。
3. 第3子以降保育料軽減事業並びに第1子・第2子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。
4. 保育所における事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。

(2) 福祉・介護職場の人材確保について

本年3月に策定した「第7期 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、本市の要介護認定者が、今後団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025)には現在の1.2倍になると推計しており、今後の介護サービスのニーズ増に伴い、障がい者福祉及び介護職場の人材不足は、益々深刻な問題となることが予測されます。

介護福祉士などの有資格者は、現在も介護事業者が必要とする人員を確保できていない状況であり、さらには福祉系専門学校の入学者数は大幅に定員割れするなど介護福祉士養成校の入学者数の減少は益々顕著となっています。

県におかれては、本年度から介護人材確保・育成関連事業の創設や事業の拡充など福祉・介護職場の人材確保等の取組を積極的に進めていただいています。

本市でも、平成28年度に立ち上げた「介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議」を中心に、介護人材の確保・定着に向けた取組を積極的に展開し、介護福祉士養成校への入学志望者の増加対策を図ってまいります。

一方、国は外国人の在留資格に介護を追加し、外国人技能実習制度の対象職種として新たに介護職を加えるなど介護分野での外国人の受入れ支援のための制度改革が進められており、今後、介護福祉士養成校への外国人留学生が増える可能性があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

記

1. 介護福祉士養成校への入学志願者の増加対策を実施すること。
2. 介護福祉士等修学資金貸付事業において、外国人留学生に対する要件緩和及び予算措置を講じること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域や家庭において、必要に応じて医療や介護サービスを受け、また、地域での介護予防や生活支援といったサービスを利用しながら、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

その核となる取組のひとつである在宅医療・介護連携推進事業については、平成28年度から市が主体となって取り組んでいるところですが、これまで在宅医療を含めた医療政策に関与した経験が少ないことから、県の関与、支援を受けながら進めてまいりました。

これにより、円滑な事業実施が図られているところですが、事業を進める中で、医療資源の乏しい地域や中山間地域における在宅医療の供給の確保など、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築等が今後の重要な課題となっています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供及び人的支援など、今後も引き続き積極的に行うこと。**

5. 健康・福祉都市の創造

(4) がん検診等の体制整備にかかる支援について

本市では、平成19年に「出雲市がん撲滅対策推進条例」を制定し、県と一体となってがん対策に取り組んでいるところです。

国においては、平成28年2月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正がおこなわれ、本市でもがん検診の実施方法の見直しを検討しているところです。

平成29年度には、今後6年間のがん対策の指針である、第3期島根県がん対策推進計画を策定され、計画中の目標の一つに「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」を掲げられました。

つきましては、がん検診等の更なる充実を図るため、下記について要望いたします。

記

1. **がん検診の効果的な実施に向け医療機関の調整や研修会の開催、および精度管理の在り方等について専門的な見地から指導、助言を行うこと。**
2. **平成28年度から新設された、県の「がん検診受診率向上総合対策事業」による補助制度(大腸がん検診)を継続し、自治体が活用しやすい制度とすること。**

(5) 放課後児童クラブ施設整備事業補助制度の更なる拡充について

近年の核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用ニーズは急激に増加しています。本市においては、施設規模の問題等から、多くのクラブで入会を断らざるを得ない状況が生じています。今後も入会ニーズは更に増加するものと見込まれ、受入枠の拡大が急務となっており、今後、市設置クラブの拡充整備、民間の児童クラブ事業への参入促進を早急に進めていく必要があります。

放課後児童クラブの施設整備につきましては、国・県の「子ども・子育て支援整備交付金」を活用しており、国においては補助率の嵩上げ措置や、県においては市町村の負担割合を軽減するために県費による追加補助等が講じられ、施設整備促進の対策が図られているところです。

しかしながら、ほとんどの施設整備工事において、事業費が現行の補助基準額を大きく上回っている実態があります。そのため、事業主体となる市町村や民間事業者の負担額が大きくなり、増加する利用ニーズに対応できるほどの施設整備を行うことが困難です。また、民間事業者についても積極的な事業参入が見込めない現状があります。

こうした状況を踏まえ、施設整備を円滑に行えるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 子ども・子育て支援整備交付金における補助基準額について、実態に応じた額にされるよう国への働きかけを行うこと。**
- 2. 国の補助基準額を超える事業費についても、追加補助を行うなど、さらなる県の補助制度の拡充を図ること。**

(6) 幼児教育の無償化に伴う地方への財政措置等について

幼児教育の無償化につきましては、国の「新しい経済政策パッケージ」において、3歳～5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を、消費税を財源に無償化し、あわせて0歳から2歳児についても当面住民税非課税世帯を対象に無償化を進めることとされています。さらに現在、無償化の対象範囲について認可外保育所の扱いについても検討が進められています。

現行制度では、私立認可保育所等の保育料を控除した義務的経費（運営費）に対して、国1/2、県1/4、市1/4の負担割合で給付費を各施設に交付していますが、認可外保育所については、各種の補助制度はあっても市町村は給付費を一切負担していません。

これらの認可及び認可外の保育所保育料相当分の一部について、私立認可保育所等の給付費負担割合で市町村が負担するとなれば、今までにない新たな財政負担が生じます。

また、公立幼稚園・公立保育所の義務的経費は、全て市町村が負担しているため、保育料相当分を全額自治体で負担することとなれば大きな財政負担になると懸念しております。

このように、様々な施設体系の中で幼児教育無償化に伴い国が消費税を財源にどこまで財政措置をするのか、未だに明確な方針が示されていません。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

記

1. 幼児教育の無償化の制度設計及び財政措置について、早急に方針を示すよう国に強く働き掛けを行うこと。
2. 幼児教育の無償化に伴い市町村の財政負担が増大する場合は県としても適切な財政措置を行うこと。

6. 人材育成都市の創造

(1) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市では、不登校児童生徒数の割合を1%以下にすることを目指し、小中学校には不登校相談員18名（うち10名は県事業）を配置したり、3つの教育支援センターの運営や心理相談員によるカウンセリングを行ったりして、不登校児童生徒や保護者の支援に取り組んでいます。

しかし、本市の不登校児童生徒数はここ2年、増加傾向にあり、平成29年度の割合は1.59%に達しています。また、不登校の低年齢化が進んでおり、不登校対策の一層の充実が求められている状況にあります。

さらに、不登校児童生徒は多様な困難を抱えているため、その課題解決に向けて学校・家庭と関係機関の連携が必要となっています。

つきましては、不登校対策の充実について下記のとおり要望いたします。

記

1. 小学校の「子どもと親の相談員」を増員するとともに、中学校にも同様の相談員を拡大配置し、不登校の未然防止・初期対応への一層の拡充を図ること。
2. スクールカウンセラーの配置時間を拡充し、学校教育の相談体制の一層の強化を図ること。また、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置し、それぞれの児童生徒の課題の解決に向けた支援を図ること。
3. スクールソーシャルワーカーを中学校区毎に配置し、問題を抱える児童生徒の支援の充実を図ること。

(2) 特別支援教育の施策の充実について

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増えている中、出雲市では特別支援教育補助者や特別支援介助者を小学校に110名、中学校に38名を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

また、在籍児童生徒数の多い特別支援学級の担任教諭は、個に応じた適切な指導や支援を行うための負担が特に大きくなっています。

さらに、通級の担当教員は未配置校の巡回指導も担っていることもあり、1人配置校では指導時間の確保に苦慮しています。

このような状況の中、今後、インクルーシブ教育の普及や学校教育法施行令の一部改正に伴う就学先を決定する仕組みの改正により、重度の障がいがある、あるいは、医療的ケアを必要とする児童生徒が、居住地での教育の機会の確保を望むことやそれに対応するための負担が増していくことが予想されます。

つきましては、非常勤講師等の配置による指導体制の強化及び社会情勢の変化に対応するための支援を図っていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. にこにこサポートティーチャー配置事業（小学校の通常の学級）について、非常勤講師の増員を図ること。
2. にこにこサポートティーチャー配置事業（特別支援学級）について、さらなる配置基準の緩和を図ること。
3. 通級指導教室担当教員の複数配置や更なる増員を図ること。
4. 重度の障がいがある、あるいは、医療的ケアを必要とする児童生徒の居住地での教育の機会を保障するため、学校看護師を配置し、学校における医療的ケアが可能となる環境を整えること。

(3) 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生以上の全ての児童生徒を対象にした理科学習を行っており、年間延べ約20,000人もの児童生徒が授業を受けています。先進的な取組で、全国的にも高い評価を得ていますが、出雲科学館での小中学校理科学習を継続し、効果的な理科学習とするためには、教員の4名配置が不可欠です。

また、出雲科学館での理科学習は、児童生徒の学習のみならず、引率した教員の教材研究や授業研究にもつながり、各学校の教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに、出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした様々な研修会を独自に開催するなど、教員研修の場としての役割も果たしてきています。

つきましては、本県理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 教諭3名(加配教員)と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本年6月4日現在、市内小学校12校、中学校7校に日本語指導が必要な児童生徒が161名在籍しており、前年同月比42人増、平成25年度と比較すると6.0倍となっています。

本年度は児童生徒支援加配教員11名に加え、本市が配置する日本語指導教員を14名から19名へと増員し指導にあたっていますが、まだ十分に個別の指導ができる状況ではありません。

また、日本語が十分でない児童生徒や保護者への対応のために、母語ができる補助者や通訳・翻訳支援員を各2名配置していますが、それでも担当教員や担任は、児童生徒への支援や家庭との連絡、連携に多くの時間を割いています。

このような状況の中、担当教員は実態に即した指導やマネジメントに多くの時間を要するとともに、後継者の育成にも苦慮しているところです。

近年では、中学校段階での来日した外国籍生徒に対する教科指導や進路指導も大きな課題となっています。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のさらなる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

1. 児童生徒支援加配教員を増員配置するとともに、現在、やむを得ず本市が配置している非常勤の日本語指導教員を、県が配置すること。
2. 母語ができる補助者等の配置や教職員研修の充実のため、国県補助事業を継続すること。
3. 日本語指導担当教員の業務の特殊性に鑑み、他地域勤務並びに永年勤続(同一校7年、同一市町村勤務15年)の異動ルールの特例的な措置を行うこと。
4. 公立高等学校入学者選抜における帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を設定すること。

(5) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について

全国的にニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、子ども・若者に係る問題が複雑多様化、深刻化する中、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本市では、同法に基づいて、「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置するとともに、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、県の財政支援を受けながら県とも協調し、困難を抱える子ども・若者の相談、支援に取り組んできたところです。

しかし、相談の内容も複雑で多岐にわたり、ますます、困難を抱える子ども・若者の相談、支援活動の充実が必要となることが見込まれる中で、市が単独で実施していくことは、人的・財政的にも大きな負担となります。

このことから、引き続き国・県と連携し、子ども・若者支援を進めていくことが必要不可欠だと考えます。

つきましては、子ども・若者の相談・支援事業を維持できるようにしていくため、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 出雲市子ども・若者支援センターの運営に係る財政支援の継続及び拡充を図ること。**
- 2. 子ども・若者支援事業を進める自治体に対し、国が継続的な財政措置を行うよう要望すること。**

(6) 女性相談事業への支援について

国・県・市では、様々な問題を抱えて悩む女性を支援するための施策に取り組んでいるところですが、DV被害者も含め、女性に関する相談は増加の一途であり、相談窓口の充実喫緊の課題となっています。

本市でも、出雲市女性相談センターを設けて相談対応していますが、複雑多様化し、かつ、増大する相談への対応に、相談員がストレスを抱えるなど苦慮しているところです。

こうした状況を踏まえ、県におかれては、女性相談体制に関し、より広域的な視点での市町村との連携を進めていただくとともに、相談員の確保・資質向上も含めた女性相談事業の充実のため、下記事項を実施いただきますよう要望いたします。

記

- 1. 出雲児童相談所がもつ女性相談業務の周知を図ること。**
- 2. 相談員確保のための人材バンクを創設すること。**
- 3. 島根県女性相談センターによる市町村女性相談窓口への巡回(アドバイス)を実施すること。**
- 4. 県内の相談員の資質向上のために、県内統一の相談対応マニュアルを作成すること。**

本市が期成同盟会などの構成員 として要望している事項

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれ
お願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮
をいただきますようお願い申し上げます。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備 促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」及び国道431 号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備 促進期成同盟会